貨物自動車用ドライブレコーダ
選定ガイドライン規程

平成２６年4月

一般財団法人 環境優良車普及機構

目　　次

第１編　基本規程

１．総　則

（１）名称及び主体

本規程は、貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程（以下「規程」という）と称する。本規程の運用は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という）が行う。

（２）目　的

本規程は、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物自動車に使用する場合を想定し、主たる使用目的に応じた分類を行い、機器の機能や活用等に関する要件（ガイドライン）を設定する。さらに、市販の貨物自動車用ドライブレコーダがガイドラインの要件を満足しているか機構が認めるための方法を定める。

２．対　象

貨物自動車に取り付けた映像記録機器等により、運行中の前方カラー映像および運行データ等を記録するものであって、自動車の安全運行に寄与する貨物自動車用ドライブレコーダを当面の対象とする。

当該ドライブレコーダは、既に商品化されている、あるいは今後商品化されるものとし、貨物自動車への導入及び一般的な使用条件下において、運送事業者の適切な活用を確保する観点から販売店等より直接運送事業者等に販売されており、機器の取付、取扱の指導、及びアフターフォローなど使用者が円滑に導入、使用できる条件が整えられているドライブレコーダを対象とする。

３．申請者

本規程の対象となる申請者は、当該ドライブレコーダ機器等の製造又は販売を業とする者とする。

４．申請要領

４．１　告　知

機構は、機構のホームページ等を通じて当該事業の申請要領等に関する告知を行う。

４．２　申　請

申請者は、機構に対して、様式１による申請書に機構が定める書類を添付して、正及び正のコピー（「副」とする）各一部を型式毎に機構が別に定める期間内に提出する。

４．３　受　付

機構は、受付に際し次に掲げる内容を確認するものとする。

（１）本規程の対象となるドライブレコーダであること。

（２）申請書に必要事項が記載され、必要な書類が添付されていること。

（３）申請に必要な審査手数料が支払われていること。

（４）申請対象となるドライブレコーダの現品（数量１）の主たる部分の提示及び実使用状態を模擬したサンプル映像等によるデモンストレーションの実施。

注）デモンストレーションは、実際にトラックに取り付けた映像において行うこと。また、その際、交差点における信号、夜間、逆光状態（日中）等を含む映像が、確認できること。

機構は、申請書内容、申請者の要件、デモンストレーションの結果等を精査し、申請内容が適切であると確認されたときは、申請書類を受け付ける。その際、副の表紙に受付印を捺印し、申請者に返却する。

５．　選定および選定結果

５．１　選定手続の開始

機構は、４．３に示す内容が確認された後に、機構の所定の手順に従い、規程に基づく選定を開始する。

５．２　選　定

機構は、申請者より提出された当該ドライブレコーダ受付時の確認内容及び関係申請書類から「７.貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定」に定める要件に適合しているか審査する。

機構は、機構内に貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン委員会（以下、選定委員会）を設置し、必要に応じ選定委員会を召集し、受け付けたドライブレコーダの選定に関わる審査を付託することができる。

５．３　選定委員会

選定委員会は、機構より審査を付託された場合、提出された申請書類及び必要に応じ現品の確認あるいはヒアリング等の実施を行い、本規程に適合しているか確認する。

機構は、選定委員会を召集した場合、機構が行った審査結果を選定委員会に報告する。

選定委員会の構成、設置、運営等は、選定委員会規定による。

５．４　選定結果の通知

機構は、機構による選定結果あるいは選定委員会の審査結果を受け、「選定結果通知書」により結果を申請者に通知する。

なお、申請者は結果に対して異議を申し立てることができない。

また、機構は、前項による結果が規程に適合する場合、選定規定に基づき申請案件に対して選定番号を付して機構のホームページに掲載する。

５．５　仕様変更

申請者は、選定されたドライブレコーダの仕様を同一型式名において変更しようとするときは、仕様変更手続規定に基づき、速やかに仕様変更手続を行わなければならない。

５．６　選定の取消し

機構は、選定後、申請者の虚偽の報告、データの改ざん、誇大広告、選定内容の不正使用等の行為を発見した場合は、機構の判断により選定の取消しを行うことができる。

機構は選定の取消しを行ったときは、その旨を速やかに申請者に通告する。

申請者は、その通告に対し、異議申立てを行うことはできない。

５．７　選定の廃止

機構は、次のいずれかに該当すると認められたときは、選定の廃止を行う。

（1）「５．６　選定の取消し」により取消し処分があったとき

（2）「１１．仕様変更手続規定」による手続きを行わなかったとき

（3）「１２．選定廃止手続規定」による廃止の届出があったとき

５．８　損害賠償

「５．６　選定の取消し」の他、申請者の虚偽報告、データ改ざん、誇大広告等の不正行為により機構に損害が生じた場合、機構は、申請者に対して損害賠償請求を行うことができる。

６．申請書類

申請者が受付時に機構に提出する書類を以下に定めるものとする。

（１）申請書　（様式 1-1,1-2）

（２）申請型式（製品情報･仕様概要、写真他）　（様式 2-1,2-2,2-3,2-4）
（様式 2-2 別紙）

（３）取付･取扱概要　（様式３）

（４）品質保証及び品質管理基準概要　（様式４）

（５）貨物自動車用ドライブレコーダ選定申請総括表（別表）

（６）その他　（様式自由（必要時のみ））

（1/2）

（様式　1 - 1）

平成　年　　月　　日

一般財団法人環境優良車普及機構
会　長　　岩　村　　敬　殿

申請者
住所
氏名又は名称
及び代表者氏名　　　　　　印

貨物自動車用ドライブレコーダ選定申請書

貨物自動車用ドライブレコーダの選定を受けたいので、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」に記載の事項に同意の上、下記の通り申請します。

記

1．申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者役職･氏名	
住　所	〒
設立年月日 （事業開始年月日）	
資本金	
年間売上高	
主な取引先	
従業員数	

注　会社概要パンフレットがある場合は添付すること。

2．申請者連絡先（連絡担当窓口）

ふりがな	
担当者氏名	
所属･役職	
会社名	
住　所	〒
ＴＥＬ	
ＦＡＸ	
電子メール	

3．申請型式数と審査手数料

	審査手数料(税込)	申請型式数	合計金額
合計審査手数料	27,000 円　×	型式　＝	円

注　①審査手数料は本規程９．審査手数料規定による
　　②貨物自動車用ドライブレコーダ選定申請書提出時には上記金額の振込を証明する証拠書類の写しを添付すること

３．申請型式

申請型式数　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　（通し番号　　　／　　　）
（複数型式申請の場合、第２の型式以降は通し番号を記入）

分　類 （○をつける）	（　　　）簡易型 （　　　）標準型 （　　　）運行管理連携型 （　　　）スマートフォン活用型
申請品の 名　　称	
型　　式	
添付書類 （○をつける）	１．申請書　（様式 1-1，1-2） ２．申請型式（製品情報･仕様概要、写真他）（様式 2-1,2-2,2-3,2-4,） ３．取付･取扱概要　（様式 3） ４．品質保証及び品質管理基準概要　（様式 4） ５．その他　（様式自由（必要時のみ））

注　複数型式を申請する場合は、本様式（様式２－１）以降を型式数分添付すること。
　　但し、重複する添付書類は省略できるものとする。

※以下は機構が記入する

現　品※		現品の提示　有　／　無 デモンストレーション　有　／　無			
手数料※		申請･審査手数料の納入　有　／　無			
承認	※	受付	※	受付番号	※

（様式 2-2）

（2/4）

製 品 情 報 ・ 仕 様 概 要

（通し番号　　　／　　　）（複数型式申請の場合記入）

申請品の名称	
型　　　式	

【製品情報･仕様】

【参考販売価格（本体価格並びに取付費用等）】

【その他必要事項】

注　１．別途、様式２－２の別紙に必要事項を記入し、エクセルデータで提出すること。
　　２．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
　　３．必要に応じ概観図、構造図、パンフレット、仕様書等を添付すること。

製　品　写　真

（通し番号　　　／　　　）（複数型式申請の場合記入）

申請品の名称	
型　　　式	

【製品写真】

注　製品の概要が分かるよう、主たる部分の概観写真（枚数自由）を貼り付けること。

（様式 2-4）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（4/4）

貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン対応表

（通し番号　　　　／　　　　）（複数型式申請の場合記入）

項　目			内　容	ガイドラインの分類（参考）※				申請者が記入	
				簡易型	標準型	運行管理連携型	スマートフォン活用型	○を記入	対応状況を記入
機器機能	年月日･時刻	事故･ヒヤリハット等発生年月日･時刻記録	年月日･時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○	○	○	○		
	事故・ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。		○	○	△		
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	○					
	事故ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。				○		
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○	○	○	○		
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○	○	○	○		
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○	○	○	○		
	事故・ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録（トリガー記録型）またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△	△	△			
		トリガー+常時記録型							
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○	○	○			
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。				○		
	事故・ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90° 以上、概ね垂直80° 以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○	○	○	○		
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○	○	○	○		
		フレームレート	10フレーム／秒以上のフレームレートが確保できること。	○	○	○	○		
	電　源	取得方法	前方映像の記録を確実に行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○	○	○	○		
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○	○	○	○		
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。				○		
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。			△			
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）又は（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。						
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。						
		ヒヤリ・ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。			○	○		
メーカー等	サポート体制	ドライブレコーダを使用、活用するためのメーカー/販売会社のサポート体制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。	○	○	○	○		
			ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。	○	○	○	○		
	耐久信頼性/品質	耐久試験、電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。	○	○	○	○		
	保証等	製品保証期間、部品保存期間	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。	○	○	○	○		

注）※：「ガイドラインの分類（参考）」の「△」に意味はいずれかに該当するという意味

様式２－２の別紙

申請するドライブレコーダの主な仕様について

申請するドライブレコーダについての仕様をご記入願います。

申請型式		機種

No.		1	2	3	4	5
機器の名称						
型　式						
参考価格（円）						
形　状						
記録方法	トリガ					
	常　時					
	トリガ＋常時					
撮影時間（常時記録型）						
撮影フレーム数（ft/s）						
多重トリガ						
速度	GPS					
	パルス					
イベント時撮影時間（秒）	撮影時間					
	任意設定					
	イベント前／後					
ウインカー						
ブレーキ						
バック信号						
バックアップ電源						
カメラ増設可能台数						
記録媒体						
記録媒体最大容量						
カメラ画角（度）	水平					
	垂直					
EMS	機能					
	連動					
デジタコ連動						

注意　１．略記号を入力する場合は、○：標準　△：オプション　としてください。
　　　２．用紙が不足する場合はコピーしてご使用してください。
　　　３．このデータはエクセル形式でも必ずＣＤ等で提出してください。

（様式３）

取 付 ・ 取 扱 説 明 概 要

<table>
<tr><td>申請品の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>型　　　　式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">【取付実施者、取付方法等】</td></tr>
<tr><td colspan="2">【取扱説明実施者、説明方法等】</td></tr>
</table>

注　１．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

　　２．取付説明書及び取扱説明書がある場合添付してもよい。

（様式４）

品質保証及び品質管理基準概要

申請品の名称	
型　　　　式	
【自動車用機器としての耐久性、品質保証等の概要】	
【製品保証期間、部品保証期間等の概要】	
【社内品質管理基準等の概要】	

注　１．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。

（様式５）

平成　　年　　月　　日

殿

東京都新宿区四谷２丁目１４番８号
一般財団法人環境優良車普及機構
会長　岩村　敬　印

選定結果通知書

貴殿から平成　年　月　日付で申請のあった機器･装置について、審査した結果、下記の通りとしたので通知します。

記

１．選定番号　：

２．名　　称　：

３．分　　類　：

４．型　　式　：

５．選定結果　：　　　適　／　否

６．特記事項　：

別表

貨物自動車用ドライブレコーダー選定申請総括表

※各項目の入力は1セル内でベタ打ちしてください。（セル内改行可）
※行、列、セルの追加等は行わないでください。
※このデータは必ずCD等で提出願います。

区分	項目	入力欄
1. 申請者		
	会社名	
	代表者・氏名	
	代表者・役職	
	郵便番号（〒）	
	住所1	
	住所2（ビル名等）	
	電話番号	
2. 担当者		
	担当者氏名	
	所属・役職	
	郵便番号（〒）	
	住所1	
	住所2（ビル名等）	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	
3. 会社概要		
	名称（会社）	
	所在地	
	設立年月日（西暦）	
	資本金（円）	
	従業員数（人）	
	直近の売上高（円）	
	ホームページアドレス	
4. ドライブレコーダー申請		
	DR申請件数（件）	
DR申請その1		
	製品の名称	
	型式番号	
	型式特記事項（あれば）	
	DR分類	（下記を〇でチェック）
	├ 簡易型	
	├ 標準型	
	├ 運行管理連携型	
	└スマートフォン活用型	
	発売日（西暦 年/月）	
	参考販売価格（円）	
DR申請その2		
	製品の名称	
	型式番号	
	型式特記事項（あれば）	
	DR分類	（下記を〇でチェック）
	├ 簡易型	
	├ 標準型	
	├ 運行管理連携型	
	└スマートフォン活用型	
	発売日（西暦 年/月）	
	参考販売価格（円）	
DR申請その3		
	製品の名称	
	型式番号	
	型式特記事項（あれば）	
	DR分類	（下記を〇でチェック）
	├ 簡易型	
	├ 標準型	
	├ 運行管理連携型	
	└スマートフォン活用型	
	発売日（西暦 年/月）	
	参考販売価格（円）	
DR申請その4		
	製品の名称	
	型式番号	
	型式特記事項（あれば）	
	DR分類	（下記を〇でチェック）
	├ 簡易型	
	├ 標準型	
	├ 運行管理連携型	
	└スマートフォン活用型	
	発売日（西暦 年/月）	
	参考販売価格（円）	

※ドライブレコーダを複数申請（4件以上）する場合、「DR申請その〇」を以下へコピーしてください。

第２編　各種規定

７．貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定

７．１　目　的

本規定は、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物自動車に使用する場合を想定し、機器や活用に関する要件等について主たる使用の目的に応じたガイドラインを設定する。

７．２　ドライブレコーダの分類

ドライブレコーダを以下の四つに分類する。

（1）　簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した車両速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。

（2）　標準型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報を活用し、運転指導を行うタイプ。

（3）　運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うタイプ。

（4）　スマートフォン活用型

スマートフォン（高機能携帯電話）及びアプリケーションの利用により事務所等に転送した急ブレーキ時等の映像及び位置情報を活用し、交通安全教育を行うタイプ

７．３　ドライブレコーダの選定ガイドライン

四つに分類したドライブレコーダの機能に関する要件を７.３.１以降に示す。

なお、それぞれのドライブレコーダにおいてオプション設定がある機種においても、指定する型式においてガイドラインの要件を満足し、使用過程において活用されることが前提となる。

７．３．１　簡易型

簡易型は、以下の機能要件を満足するドライブレコーダとする。

項　目			内　容　　　　○必須　△いずれか	簡易型
機器機能	年月日･時刻	事故･ヒヤリハット等発生年月日･時刻記録	年月日･時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故･ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	○
	事故･ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故･ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録（トリガー記録型）またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故･ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故･ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○
		フレームレート	10フレーム／秒以上のフレームレートが確保できること。	○
	電　源	取得方法	前方映像の記録を確実に行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故･危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）又は（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
		ヒヤリ･ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	

７．３．２　標準型

標準型は、以下の機能要件を満足するドライブレコーダとする。

項　目			内　容　　○必須　△いずれか	標準型
機器機能	年月日・時刻	事故・ヒヤリハット等発生年月日・時刻記録	年月日・時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故・ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	○
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故・ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故・ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録（トリガー記録型）またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故・ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ・ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故・ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○
		フレームレート	10フレーム／秒以上のフレームレートが確保できること。	○
	電　源	取得方法	前方映像の記録を確実に行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故・危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）又は（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
		ヒヤリ・ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	

７．３．３　運行管理連携型

運行管理連携型は、以下の要件を満足するドライブレコーダとする。

項　目			内　容　　○必須　△いずれか	運行管理連携型
機器機能	年月日･時刻	事故･ヒヤリハット等発生年月日･時刻記録	年月日･時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故･ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	○
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故･ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故･ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録(トリガー記録型)またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	△
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故･ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	○
			トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	
	事故･ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○
		フレームレート	10フレーム／秒以上のフレームレートが確保できること。	○
	電　源	取得方法	前方映像の記録を確実に行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。	○
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故･危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)又は(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	△
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
		ヒヤリ･ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	○

７．３．４　スマートフォン活用型

スマートフォン活用型は、以下の要件を満足するドライブレコーダとする。

項　目			内　容　　○必須　△いずれか	スマートフォン活用型
機器機能	年月日･時刻	事故･ヒヤリハット等発生年月日･時刻記録	年月日･時刻情報の正確な取得及び記録が可能であること。	○
	事故･ヒヤリハット時の車両速度	パルス方式による計測	車速センサによって車両速度パルスを検出し記録できる方式とし、サンプリングは2データ以上/秒とする。記録時間は前方映像と同一とする。	△
		GPS方式による計測	GPSによる車両速度の計測及び記録機能を有すること。記録時間は前方映像と同一とする。	
	事故･ヒヤリハット位置情報	GPSによる記録	GPSによる測位及び記録機能を有すること。	○
	加速度センサー情報	加速度センサーのトリガーレベルの調整	事故等発生時までの車両挙動及び状況を把握するための加速度センサーが取りつけられ、トリガーにより車両加速度が記録できること。加速度センサーは、トリガーレベルの調節が可能なこと。	○
		加速度記録	計測、記録される加速度は、少なくともX軸及びY軸とし、計測時間及びサンプリングは前方映像と同一とする。	○
		トリガー回数	トリガー回数が記録できること。	○
	事故･ヒヤリハット時前方映像	トリガー記録型	前方映像の記録方式は、ドライブレコーダのトリガーにより記録（トリガー記録型）またはトリガー記録型と常時記録型との併用型とする。但し、常時記録される前方映像も他項目で規定する仕様を満足すること。	
		トリガー+常時記録型		
	トリガー前後の前方映像	事故･ヒヤリハット前後の前方映像等の記録	トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像の記録が適切に行えること。	
			トリガーの前後におけるヒヤリ･ハット、事故等の前方映像を通信機器を介し、事務所等に適切に送信可能であること。	○
	事故･ヒヤリハット時の前方映像の撮影能力	撮影画角	概ね水平90°以上、概ね垂直80°以上の画角において前方映像の撮影及び記録が可能であること。	○
		前方映像の鮮明度	一般的な貨物自動車の運行において、信号の色の識別が可能なこと。	○
		フレームレート	10フレーム／秒以上のフレームレートが確保できること。	○
	電　源	取得方法	前方映像の記録を確実に行うため、車両運行時に確実にドライブレコーダの電源の確保が保証される構造とすること。 ＊車両運行時、車両から常時電源の確保をする構造であること。	○＊
活用機能	表示機能	画像等の印刷	安全教育資料として活用するため、記録された前方映像、収集情報等の出力が可能であること。	○
		地図上イベント表示	事故･危険挙動、ヒヤリハット情報が地図上に表示可能であること。	○
	運行管理機能	運転日報等の出力	運転者の乗務内容等を記録、出力する機能を持つこと。	
	デジタル式運行記録計との連携機能	デジタル式運行記録計との連携による活用	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）又は（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器へ前方映像記録を転送あるいは利用可能であり、そのソフト上で当該ドライブレコーダの前方映像を活用する機能を有すること。	
	分析機能	車両挙動分析による運転指導	方向指示器操作信号、ブレーキ操作信号あるいは車内音声記録等により車両運転指導への活用が可能であること。	
		ヒヤリ･ハット等の原因分析による活用	解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転等の原因を分析し、評価できること。	○

７．４　ドライブレコーダの導入、使用に関わる要件

機器の取付、取扱の指導、及びアフターフォローなど使用者が円滑に導入、使用できるようにするためのメーカーあるいは販売会社等への要件は以下通りとする。

サポート体制	ドライブレコーダを使用、活用するためのメーカー/販売会社のサポート体制の充実度	ドライブレコーダを製作又は販売するものは、使用者に対し取り付け、取り扱い及び活用等に関するサポートを行う体制があること。
		ドライブレコーダを製作又は販売するものは、機器の不具合等に対する修理体制があること。
耐久信頼性/品質	耐久試験、電圧試験結果等	自動車用として使用する環境で十分な耐久信頼性を有し、社内の品質基準において確認試験等が実施された機器であること。
保証等	製品保証期間、部品保存等	販売する機器には、製作又は販売会社による保証期間及び部品保存期間が定められていること。

８．選定委員会規定

８．１　設　置

機構は、機構内に選定委員会を置く。

８．２　目　的

選定委員会は、機構の要請に基づき、受付された貨物自動車用ドライブレコーダの申請内容について、規程に適合しているか否かを審査する。

また、規程の改訂に関する検討を行う。

８．３　構　成

（１）選定委員会は、委員及び専門委員により構成する。

（２）委員及び専門委員は、機構の会長が委嘱する。

（３）委員は、選定委員会の審議事項に対する議決権を有し、２０名以内とする。

（４）専門委員は、専門的見地から意見を述べることができ、選定委員会の審議事項に対する議決権を有しない。

（５）委員長は、委員の中から機構の理事長が委嘱する。

（６）委員長は、ドライブレコーダの内容により、委員又は専門委員の追加を機構に要請することができる。

（７）委員長は、推薦によりオブザーバを参加させることができる。

（８）選定委員会に事務局を置く。

８．４　運　営

（１）選定委員会は、機構が召集する。

（２）選定委員会は、委員長が主宰する。

（3）委員長は、必要に応じて、申請者に直接説明を求めることができる。

（4）委員長は、必要に応じて、申請者にデータの追加及び再提出を求めることができる。

（5）委員長は、審査が終了したと認めるときは、採決を行うものとし、この場合、出席委員の過半数をもって決する。

（6）委員長は、必要に応じて、当該ドライブレコーダに係る WG（ワーキンググループ）の設置を機構に要請することができる。

ａ．機構は、委員長の要請を受けて、WG を設置する。

ｂ．WG の主査及び委員は、機構の理事長が委嘱する。

８．５　開　催

選定委員会の開催は、機構が決定する。

８．６　選定結果の報告

選定委員会は、審査結果を「選定結果報告書」により機構の理事長に報告する。

８．７　守秘義務

選定委員会の委員、専門委員、WG 構成員及び関係する者は、当該事業に係る内容等に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

９．審査手数料規定

９．１　目　的

この規定は、審査に関する手数料の額等を定める。

９．２　審査に関する手数料

審査を受けようとする者が、納入しなければならない手数料の額は、審査手数料にあっては表１、仕様変更手数料にあっては表２のとおりとする。

【表１】（審査手数料）

金額　（消費税込み）	
貨物自動車用ドライブレコーダ１型式につき	27,000　円

【表２】（仕様変更手数料）

金額　（消費税込み）	
貨物自動車用ドライブレコーダ１型式につき	10,800　円

審査手数料については、申請前までに下記へ振込を行い、その控えの写しを申請書に添付すること。

振込先：みずほ銀行　四谷支店
普通預金　口座番号　1831021
一般財団法人環境優良車普及機構
ｻﾞｲ)ｶﾝｷﾖｳﾕｳﾘﾖｳｼﾔﾌｷﾕｳｷｺｳ

９．３　審査手数料の取り扱い

機構は、選定結果に関わらず、一旦納入された手数料は、返金しない。

１０．選定規定

１０．１　目　的

この規定は、選定に関する必要な事項を定める。

１０．２　ホームページへの掲載

機構は、選定結果を機構のホームページに掲載する。

機構のホームページに掲載する項目は次の通りとする。

（１）当該ドライブレコーダに付された選定番号

（２）選定する当該ドライブレコーダの名称
（３）当該ドライブレコーダ型式の分類
（４）当該ドライブレコーダ型式
（５）当該ドライブレコーダの選定年月日
（６）当該ドライブレコーダの製造または販売を業とするものの名称、所在地、電話番号
（７）仕様等が変更された場合の履歴表示
（８）その他特記事項

ただし、機構は、必要に応じ内容の追加、変更、停止あるいは削除を行うことができる。

１０．３　選定結果の有効期間

選定結果の有効期間は選定された日の属する会計年度の末日までとし、原則として自動継続とする。

但し、規程の改訂により選定ガイドラインの分類、要件に合致しなくなるドライブレコーダについては、分類の変更あるいは選定の取り消しが行われることがある。

１１．仕様変更手続規定

１１．１　目　的

この規定は、選定されたドライブレコーダの仕様を変更する場合の手続を定める。

１１．２　仕様変更の申請

選定された型式のドライブレコーダの仕様のうち、当該ドライブレコーダの目的に関わる仕様の一部を同一型式名において変更する場合、申請者は「仕様変更申請書」により申請しなければならない。

機構は必要に応じ、申請者に対し仕様変更申請対象となるドライブレコーダ現品の主たる部分の提示及び実使用状態を模擬したサンプル画像等によるデモンストレーションの実施を求めることがある。

機構は、申請内容を確認し、すでに選定されたドライブレコーダに対し、仕様変更により性能低下を招き、選定ガイドラインに関する当該ドライブレコーダの目的が達せられないと考えられる場合には、当該型式による仕様変更を認めない場合がある。

機構は、必要ある場合は、選定委員会に仕様変更による影響について意見を聞くことができる。

（様式９）

平成　　年　　月　　日

仕 様 変 更 申 請 書

一般財団法人環境優良車普及機構
会　長　　岩　村　　敬　殿

住　所
会社名
代表者名　　　　　　　　　　　印

選定されているドライブレコーダの仕様変更について、下記の通り申請します。

記

選 定 番 号		
名　　　称		
分　　　類		
型　　　式		
仕様変更の内容		
性能への影響の有無		
申請者連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	電子メール	

承認	※	受付	※	受付番号	※

注　１．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
　　２．※欄は機構で記入する。

（様式１０）

平成　　年　　月　　日

仕様変更に対する通知書

殿

東京都新宿区四谷２丁目１４番８号
一般財団法人環境優良車普及機構
会長　　岩村　敬　印

貴殿から申請のあった仕様変更について、下記の通り通知いたします。

記

１．選定番号：

２．名称：

３．分類：

４．型式：

５．仕様変更の状況　：申請のあった仕様変更は、性能低下　する　／　しない

６．承認・不承認の決定：（　）貴申請の使用変更は、「性能低下する」と判断しましたので、当該型式による仕様の変更は承認されません。
（　）上記「仕様変更の状況」の結果、「性能低下しない」と判断しましたので、承認し、６．のとおり新たに選定番号を交付します。

７．新たな選定番号

１２．選定廃止手続規定

１２．１　目　的

この規定は、申請者がドライブレコーダの選定を廃止する際の手続を定める。

１２．２　選定廃止の届出

申請者の希望により選定をやめたいとき、あるいは製造又は販売を終了するときは、申請者は、当該時期に「ドライブレコーダの選定廃止届出書」を機構に提出しなければならない。

１２．３　廃止の方法

機構は、「ドライブレコーダの選定廃止届出書」を受理後、速やかに当該ドライブレコーダの選定事項を機構のホームページから削除するものとする。

（様式１１）

平成　　年　　月　　日

選定廃止届出書

一般財団法人環境優良車普及機構
会　　長　　岩 村　　敬　　殿

住　所
会社名
代表者名　　　　　　　　　　　　　印

以下の事由により、ドライブレコーダの選定を廃止したく、下記のとおり届出します。

選定番号		
名　　称		
分　　類		
型　　式		
廃止時期		
廃止理由		
届出者連絡先	担当者名	
	所属	
	TEL	FAX
	E-mail	

承認	※	受付	※	受付番号	※

注　１．廃止届出書は、廃止する１型式について１枚とする。
　　２．廃止の時期は、製造（販売を業とするものにあっては販売）が終了する日とする。
　　３．本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること。
　　４．※欄は機構で記入する。

１３．選定番号取扱規定

１３．１　目　的

この規定は、選定されたドライブレコーダを識別する選定番号の取扱について定める。

１３．２　選定番号

選定番号は、年度、当該年度に選定した機器の選定順一連番号及び種類記号とする。

年　度　一連番号　種類記号
例：　２０○○―○○○―○○○

種類記号は、「７．貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規定」における分類に対応し、以下の通りとする。

分　類	種類記号
簡易型	K
標準型	H
運行管理連携型	U
スマートフォン活用型	S

１３．３　仕様変更の場合

「仕様変更の場合」は、従前の種類記号の次に仕様変更記号としてアルファベット順の小文字を付する。

年度　一連番号　種類記号　仕様変更記号
例：　２０○○―○○○○―○○○　-a（第１回目）
例：　２０○○―○○○○―○○○　-b（第２回目）

１４．貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン実施細則

１４．１　規程あるいは規定類の改訂

規程の運用を適切に実施するため、あるいはニーズに応じた選定ガイドラインとするため、原則として毎年見直し、必要に応じ改訂を行うことがある。規程あるいは規定類を変更した場合は、機構のホームページに掲載する。

附則１　　本規程は、平成２４年４月１日より適用する。

附則２　　本改訂規程は、平成２５年４月１日より適用する。
（会長の交代による各様式宛先氏名の変更）

附則３　　本改訂規程は、平成２５年４月１日より適用する。
（審査手数料　振込先口座変更）

附則４　　本改訂規程は、平成2６年４月１日より適用する。
（消費税率の変更に伴う審査手数料、仕様変更手数料の改定）